

## 高さ制限

項目	手すり等の斜線制限における取扱いについて
条文	建築基準法第 56 条第 1 項、第 7 項、法第 56 条の 2、法第 58 条、令第 2 条第 1 項第 6 号

屋上及び廊下、バルコニー等の手すりが金属製のパイプ状でたて格子のものは、斜線制限の取扱いについては、下表のとおりとする。

- (1) 手すりがガラス状のものや、パンチングメタルやエキスパンドメタルは、日照・通風の観点から、建築物の高さに算入する。
- (2) 屋外階段で、パイプ等の軽微なものは、建築物の屋上部分の手すり部分のみ建築物の高さに算入しない。
- (3) 天空率の適用の場合は、屋上部分も高さに算入する。

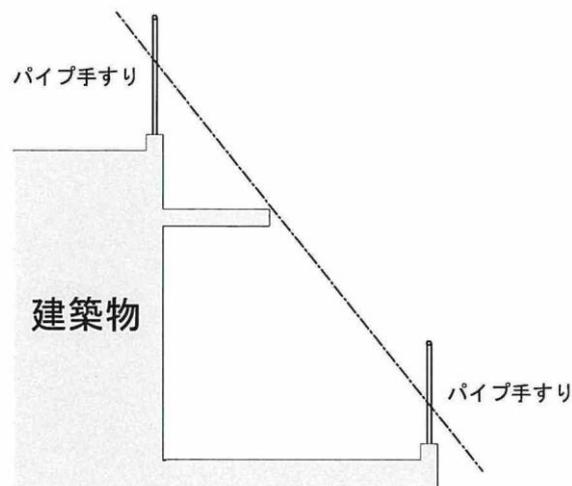
表：手すり等の斜線制限における取扱いについて

	屋上手すり	バルコニー手すり	屋外廊下手すり	屋外階段(パイプ等軽微なもので屋上部分の手すりに限る)
道路斜線	○	○	○	○
隣地斜線	○	○	○	○
北側斜線	○	○	○	○
高度斜線	○	○	○	○
天空率適用	×	×	×	×
日影規制	○	○	○	○

## 凡例

○：法の規制を受けない（高さに算入しない）

×：法の規制を受ける（高さに算入する）



関連通達・資料	建築基準法質疑応答集 4、建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2017 年度版）2-6 高さ制限
---------	---